

# 名古屋市立田代小学校PTA規約

## 第一章 名称

第1条 この会は名古屋市田代小学校PTAと称し、事務所を本校学校内におく。

## 第二章 目的

第2条 この会は会員が互いに協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長と教育の向上をはかることを目的とする。

## 第三章 方針

- 第3条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
  - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、又専ら営利を目的とするような行為は行わない。
  - (3) この会、又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - (4) 学校の人事、その他管理には干渉しない。

## 第四章 会員

第4条 この会の会員は、名古屋市田代小学校児童の保護者、又はこれに代る者、本校の教職員とする。  
上記のほかはこの会は総会の承認を得て顧問を置くことができる。

## 第五章 会計

- 第5条 この会の経費は会費、事業収入および寄付金をもって充てる。会費の額ならびに徴収方法は総会で決める。  
第6条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 総会

- 第7条 総会は、年1回開くことを原則とする。書面審議での総会を可とし、議事の受領を総会の出席とみなす事を可とする。  
第8条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関であって、その任務権限は次の通りである。
- (1) 会計監査を経た年度決算報告の承認
  - (2) 役員を選出
  - (3) 年度計画および年度予算の審議と承認
  - (4) その他必要の審議と承認

- 第9条 臨時総会は役員の過半数が必要と認めたととき、又は全会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。  
第10条 総会の定足数は、全会員の5分の1以上とし、議事は出席者の過半数（規約の改廃は3分の2以上）で決する。

## 第七章 活動

第11条 会員は第2条の目的に沿った活動を行う団体を総会での承認のもとに結成することができる。  
ただし、期中に活動する団体が結成された場合、教職員1名を含む過半数以上の役員承認で活動できる。

## 第八章 個人情報保護

第12条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 第九章 細則

第13条 この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて全役員協議を得て定める。

昭和24年6月13日	制定	平成6年4月26日	改定	令和4年4月28日	改定
昭和48年5月16日	制定	平成8年1月24日	改定		
昭和58年4月27日	制定	平成14年4月16日	改定		
昭和60年4月24日	制定	平成19年4月27日	改定		